

## 第4章 行動計画

本章では、行動計画の施策を展開する上で不可欠な五つの基本的視点から、「生物多様性の保全」「生物多様性の持続可能な利用」「生物多様性を支える基盤づくり」の三つの柱のもとに取組を推進することとしています。

本章の構成は次のようになっています。

### 第1節 基本的視点

#### 第2節 生物多様性の保全

- ・ 生態系ネットワークの形成
- ・ 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生
- ・ 野生動植物の保護と管理

#### 第3節 生物多様性の持続可能な利用

- ・ 地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮
- ・ 農林水産業の多面的機能の発揮

#### 第4節 生物多様性を支える基盤づくり

- ・ 県民意識の醸成
- ・ 参加・協働の充実
- ・ 調査研究機能の整備・充実
- ・ 地球温暖化の緩和と影響への適応

なお、個々の取組については、「現状と課題」「県の取組」の二つにより構成しています。「現状と課題」は、第2章に同様の項目がありますが、ここではそれぞれの事項についてより詳細に記載しています。「県の取組」は、概ね今後5年程度の間に関が主体となる取組の方向性を示しています。

### 第1節 基本的視点

人と自然との共存を実現するため、次の五つの基本的視点を踏まえて行動計画を推進します。

- 1 統合的な考え方による取組
- 2 エコシステムアプローチの考え方による取組
- 3 多様な主体の参加と協働
- 4 長期的視野からの取組
- 5 広域的・国際的視野からの取組

## 1 統合的な考え方による取組

本県の生物多様性の課題は、個別に存在するのではなく相互に関連しています。例えば、里地里山は、農林業の衰退や生活様式の変化によって人との関わりが薄れ、手入れがされなくなってきており、生物多様性の質の低下が危惧されています。

このため、生態系ネットワークの形成など生きものの生息・生育空間を保全・創出する取組とともに、保全のための規制的手法の活用や、環境に配慮した農林業や農村地域の振興が必要です。また、県民が里地里山やその生態系の価値に関心を持ち、NPOの活動に参加するなど、その保全に積極的に関わっていくことも大切です。

このように、生物多様性は、産業活動、県民生活と様々な形で関わっていることから、生物多様性の視点を、環境、モノづくり、まちづくり、人づくり、農林水産業の振興、基盤整備といった様々な分野の施策の中に組み込むとともに、土地利用計画、都市計画、広域緑地計画、地域森林計画など県土づくりの基本となる関連計画の中に位置付けていきます。

また、生物多様性の保全とその持続可能な利用のための取組を行うに当たっては、本県における環境行政のマスタープランである環境基本計画の目標とする脱温暖化社会、資源循環社会、安全・安心社会、参加・協働社会を目指す取組と一体となって統合的に進めていくことが重要です。

## 2 エコシステムアプローチの考え方による取組

私たち人間も地球上の生きもの、生態系の一員ですが、他の生きものに比べて自然界に大きな影響を及ぼす技術力を持っています。自然に影響を及ぼす行為については、その力を無秩序に使うことなく、生態系の仕組みを科学的に理解し、人と自然との共存を考えながら節度ある行使をしていかなければなりません。

生物多様性の利用に当たっては、こうした考え方に沿って、COP5(生物多様性条約第5回締約国会議)で合意されたエコシステムアプローチの考え方を踏まえ、次の3点を重視して取り組んでいきます。

- ・人間は、生きものや生態系について未知なことが多いことを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本としなければなりません。その上で、科学的知見の充実に努めつつ早めに対策を講じるといふ、予防的な対応が必要です。
- ・人間がその構成要素となっている生態系は、複雑で絶えず変化し続けていることを認識し、自然資源の利用に当たっては、順応的に対応していくことが基本となります。このため、生態系の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じた利用方法の柔軟な見直しが大切です。
- ・科学的な知見に基づき、関係者が広く自然的、社会的情報を共有し、社会全体

の知恵と工夫を結集して、自然資源の管理と利用の方向性を決めていく必要があります。

※エコシステムアプローチ

生物多様性条約が1993年に発効した後、生物多様性の保全と持続可能な利用という条約の目的を、各国が具体化していくための一つのキーワードとして国際的な場での議論を重ね、2000年にナイロビで開催されたCOP5で合意された、生態系の健全な働きを損なうことのないように自然資源の管理や利用を行うための原則。

### 3 多様な主体の参加と協働

これまで本県の自然環境は、自然公園法や森林法、自然環境保全条例などの法令に基づく自然の改変に対する土地の利用規制や、希少な野生動植物を紹介するレッドデータブックを作成し、野生動植物の保護などの普及啓発を中心とした施策と、NPOを始め民間団体などによる保全活動や環境学習活動によって保全に努めてきました。

しかしながら、生物多様性の問題を克服していくためには、行政の取組だけでは十分ではなく、県や市町村、県民、企業などの事業者、NPO・NGO、研究者などの専門家が従来以上に、日々の暮らしや社会経済活動において、それぞれの役割を果たすことが必要です。

また、本県では、愛・地球博の開催を契機として、自然や環境への関心が高まり、各地での活動につながっています。今後は、こうした動きを幅広い関係者の取組に発展させ、大きな流れとしていくことも重要です。

特に、保全や利用に関わる市町村や地域の住民が主体となって、自然環境の保全や野生動植物の保護などに関する計画づくりや取組を進めていく必要があります。そこに企業やNPOなどの協力が加わることで、幅広い協働の取組を継続的に進めていくことが可能になります。すなわち、人と情報のネットワークを構築することによって活動を活性化し、協働を拡大していく視点が重要です。

### 4 長期的視野からの取組

私たちは、特に戦後の高度経済成長期を通じて、自然を高度に利用、改変し、その結果、多くの野生動植物種が絶滅の危機に直面しています。これからは、森林や水辺を始めとする生きものの生息・生育空間の保全や再生に努め、生物多様性の回復を図っていかなければなりません。自然の回復には、それが失われるのに要した時間よりはるかに長い50年、100年といった長期間を必要とします。

また、生物多様性の恵みを将来の世代にわたって継続的に利用していけるような配慮も必要です。私たちの社会経済活動は、ともすれば短期的な生産性や効率性にとられる傾向がありました。

今後は、こうした価値観やライフスタイル、ビジネススタイルなどを見直していくことも必要ですが、そのための取組は一朝一夕にできるものではありません。

生物多様性に関する取組を行うに当たっては、長期的な視野で地道に努力を続けていくことが大切です。

## 5 広域的・国際的視野からの取組

奥山、里地里山、平野、沿岸域・里海などそれぞれの生態系は、流域の水循環や物質循環を介して密接なつながりを持っています。また、広い範囲を移動する野生生物の特性を踏まえ、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性に留意することが重要です。

そのため、生物多様性の保全や持続可能な利用に当たっては、県内での取組に加え、近県や中部圏など広域的な視点に立った取組を進める必要があります。

今後は、国、県やNPOなどの活動団体の間で情報の共有や連携を深めながら、生態系ネットワークの形成や、野生動植物の生息・生育域の一体的な保全などに取り組むとともに、農林水産業や生態系に影響を与える鳥獣害や移入種などへの対策を効果的に進めていくことが重要です。

さらに、日本の社会経済活動は、木材や農産物、水産物などを海外の生物資源に大きく依存しており、アジア地域を中心とする世界の国々の生物多様性と密接な関わりをもっています。

また、渡り鳥のように国際的に保護を考えていかなければならない生きものもいます。

このため、生物多様性の問題を地球規模で考え、国際的な視野に立って生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に努めていく必要があります。

## TOPICS 8

### 水田を再び 「魚のゆりかご」に

#### <水田魚道>

かつて水田は、メダカやドジョウ、モロコ、フナなどが繁殖する「魚のゆりかご」でした。水田は水温が高くプランクトンが豊富なため、魚の絶好の産卵場所になります。水田で孵化した稚魚は、ある程度大きくなると周辺の水路を経て川へ出て育ち、産卵期には再び水田に戻ってくるというサイクルを繰り返していました。そこには魚を餌とする鳥も集まるなど、水田は生物の多様性を維持する上で重要な役割を果たしてきました。

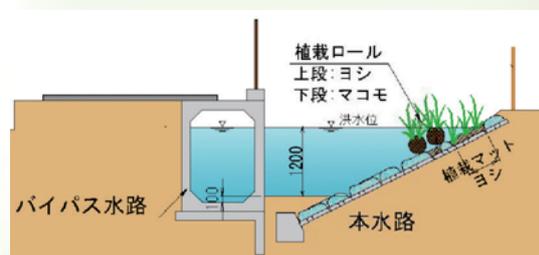
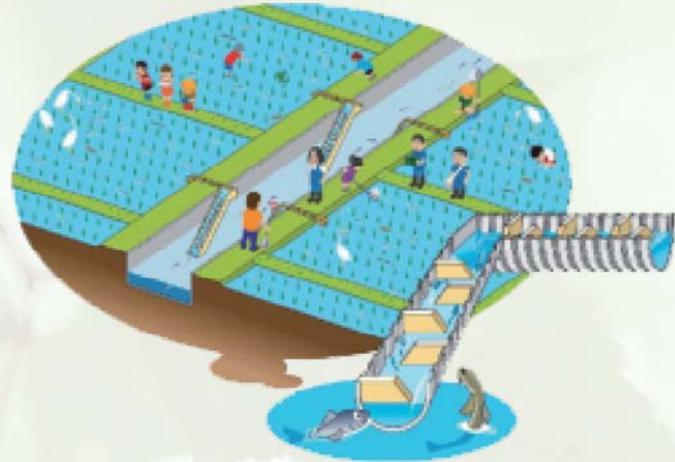
しかし、近年は大型営農機械の導入など農業の近代化を図るとともに、転作により水田を畑として利用するため水田が素早く乾くよう、水路との間に大きな段差が造られるようになりました。

しかし、近年は大型営農機械の導入など農業の近代化を図るとともに、転作により水田を畑として利用するため水田が素早く乾くよう、水路との間に大きな段差が造られるようになりました。そこで、県農業総合試験場が研究・開発した、安価で容易に設置できる小型の水田魚道を活用し、水田と水路の間を魚が自由に行き来できるようにして、「魚のゆりかご」としての水田を取りもどすための活動を住民参加の下で行っています。

#### <カワバタモロコの生息する農業用排水路の改修工事>

海拔ゼロメートル地帯の広がる海部地域では、地盤沈下により流れが悪くなった農業用排水路などを地盤沈下対策事業によって改修しています。このうち津島市始め6市町が関係する日光川二期地区において、平成16年度、環境省の絶滅危惧種に指定されている「カワバタモロコ」の生息が確認されました。確認された段階で工事を一時中断し、平成17年度から継続的にこの排水路で生物調査を実施しました。

排水路の改修にあたっては、「カワバタモロコ」を含む魚類の生息状況を確認するとともに、大学教授などの学識経験者を交えて、水生生物に配慮した排水路の構造となるように検討しました。この結果、ヨシ等の生える緩やかな水路で魚類の生育に適した排水路に生まれ変わりました。



## 第2節 生物多様性の保全

**目 標** 多様な自然と豊かな生命のつながりが育まれていること

- 取 組**
- 1 生態系ネットワークの形成
    - ① 重要地域の保全
    - ② 生態系ネットワークの維持と形成
    - ③ 水循環の再生
  - 2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生
    - ① 奥山生態系の保全・再生
    - ② 里地里山生態系の保全・再生
    - ③ 湿地湿原生態系の保全・再生
    - ④ 平野生態系の保全・再生
    - ⑤ 沿岸域・里海生態系の保全・再生
    - ⑥ 河川・湖沼生態系の保全・再生
  - 3 野生動植物の保護と管理
    - ① 希少野生動植物の保護
    - ② 移入種対策など
    - ③ 野生鳥獣の保護と管理

### 1 生態系ネットワークの形成

野生動植物の生息・生育環境を保全し、将来にわたって生物多様性が確保される県土づくりを進めていくためには、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している重要な地域を核として、これらを緑地や水辺などによって有機的につなぐ生態系ネットワークを形成していく必要があります。

特に、本県の奥山と平野の境界付近で県土を北から南にベルト状に縦断する里地里山は、都市住民の身近な自然であるとともに、この地域に特有の希少野生動植物種が数多く生息・生育しています。また、自然が豊かな奥山と都市活動が活発な平野部の緩衝帯としての役割を持つことから、県土全体の生物多様性の向上のため、この地域の保全を図っていく必要があります。

奥山から海に至る水のつながりや森のつながり、ため池や森林などの様々な自然環境の組み合わせが成り立って、多様な動植物が生息・生育することができます。生態系ネットワークは、生物多様性の保全を支えるものであり、その形成を積極的に推進していかなければなりません。

#### ① 重要地域の保全

(現状と課題)

生態系ネットワークの形成を推進していくためには、多様な生きものの生息・生育の場となる重要な地域について、法令や条例に基づく各種制度を活用して保全していくことが効果的です。

また、重要な生態系や生きものの生息・生育地を、生態系ネットワークの核として保全していくためには、科学的なデータに基づき保護地域の指定拡大や見直しを進めていくことが必要です。さらに、指定した地域についてはその質の確保と向上を図るため、定期的に生態系のモニタリングを行い、その結果をもとに適切な管理を実施することが求められます。

## (県の取組)

### ○ 自然環境保全地域の指定と保全・管理

自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、優れた天然林が相当部分を占める森林や優れた状態を維持している湿地湿原、野生動植物の生息・生息地などで一定のまとまりがあって、特にその自然環境を保全することが必要な地域を指定し、行為規制などによって保全する制度です。

本県では、平成20年3月末現在、13地域(261.08ha)を指定していますが、総指定面積は県土の0.05%であり、全国平均の0.2%と比較しても決して十分とはいえません。

また、昭和51年に指定した田之士里(たのしり)湿原(豊田市)、蓮華寺(れんげじ)寺叢(海部郡美和町)を始め、指定後25年以上を経過したものが10地域あり、特に湿地湿原や里地里山の地域を中心として、樹木の成長などによる植生の遷移が進行して生態系が変化し、指定理由となった希少な野生動植物などが失われるおそれがある地域が見られます。

平成21年には、自然環境保全地域の根拠法である自然環境保全法の目的規定に、生物多様性の確保が追加されるなど自然環境保全地域の役割は今後、ますます重要になってくることから、生態系の維持回復を図る取組を含め、適切な保全事業を進めていく必要があります。

### ◆愛知の自然環境保全地域 ※( )数字は指定の順



- ・生態系ネットワーク形成の核となる優れた生態系を有する地域を、新たに自然環境保全地域に指定して保全を図ります。
- ・既存指定地域は、生態系の維持向上に向けた維持管理事業を必要に応じて実施します。

### ○ 自然公園の適正な管理

県内の自然公園には、自然公園法に基づく四つの国定公園(49,782ha)と県立自然公園条例に基づく七つの県立自然公園(39,056ha)の2種類があります。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地、県立自然公園は都道府県における優れた自然の風景地として、風致や景観の保護が図られてきましたが、平成14年に自然公園法が改正され、自然公園における生物多様性の確保が、国及び地方公共団体の責務として明確に位置付けられました。

さらに、平成21年には生物多様性基本法の制定をはじめとする生物多様性に関する社会的な要請の高まりなどを踏まえ、法の目的規定に生物多様性の確保への寄与を追加する改正が行われています。

こうしたことから、今後、国定公園や県立自然公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を果たしていくことが期待されており、公園計画などについても自然環境や社会環境の変化などを踏まえた見直しを着実に実施する必要があります。

加えて、自然公園は自然とのふれあいや環境学習などの場として活用されており、自然への理解を深め、適正な利用を進める観点から、自然公園としての質の向上や適正化に向けた取組を進めていく必要があります。



- ・自然公園施設や東海自然歩道の管理に当たっては、自然環境の保全への配慮はもとより、自然公園としての資源を活かした地域振興についても十分配慮し、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進します。
- ・パンフレットやホームページなどを活用して、自然公園に関する情報の提供に努めます。また、環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然

公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。

- ・優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを結ぶ東海自然歩道の整備を実施するとともに、自然とのふれあいの推進を図ります。

### ○ 鳥獣保護区の指定と適切な管理

野生鳥獣の生息・生息地を保護するために、鳥獣保護法に基づき、野生鳥獣の保護を図る地域を鳥獣保護区に指定し、鳥獣の捕獲を規制しています。このうち、重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為についても規制することにより、多様な鳥獣やその生息環境を保全しています。

県内の鳥獣保護区は68か所、26,482ha、特別保護地区は5か所762ha(平成20年11月現在)となっています。鳥獣保護区においては、モニタリング調査などにより鳥獣の生息状況を的確に把握した上で適切な管理を進めていくことが必要です。

- ・鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生きものを含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。指定に当たっては、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努めます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集(ある一定区域に生息する生物種のまとまり)が含まれるような指定に努めます。
- ・鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行います。

### ○ 生息地等保護区の指定

平成20年3月に自然環境保全条例を改正し、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に準じた指定希少野生動植物種の保護のために必要な地域を生息地等保護区として指定できる制度を創設しました。

- ・指定希少野生動植物種の生息・生育地を、必要に応じて自然環境保全条例に基づく生息地等保護区に指定して保全します。生息地等保護区の区域内で特に重要な区域については管理地区として指定することにより各種行為を許可制とし、管理地区以外の部分については監視地区として各種行為を届出制としています。

### ○ 名勝・天然記念物の指定と保護

名勝及び天然記念物は、「文化財保護法」「愛知県文化財保護条例」に基づき指定され、多様な風致景観の価値を代表する名勝と、学術的価値が高い自然を記

念する天然記念物を保護対象としています。名勝及び天然記念物は、単に希少であるという点に留まらず、人々の生活と密接な関係を持ち、地域の歴史や自然環境を理解するために重要であり、それを育み伝えるという保護思想の普及と併せて本県の特徴ある風致景観及び生物多様性の保全に大きく寄与してきました。

平成20年6月現在の指定件数は、名勝が国指定5件、県指定5件の計10件、天然記念物が国指定26件(動物7件、植物16件、地質・鉱物3件)、県指定59件(動物5件、植物49件、地質・鉱物5件)の計85件となっています。

◆名勝・天然記念物の指定状況(文化財)

指定	名勝	天然記念物			合計
		動物	植物	地質・鉱物	
国指定	5	7	16	3	31
		26			
県指定	5	5	49	5	64
		59			

自然的な名勝や天然記念物の適切な保護を図るため、現状を変更する行為などを規制するとともに、周辺地域を含めた一体的な保存管理を行うため、広範な関係者の参加により、保存管理のための方向性や具体的措置、関係者の役割分担などを定めた上で、保存管理事業として現況把握や保存対策のための調査・検討、保存管理計画の策定、動植物の保護、植物群落の管理などを行う必要があります。

- ・人間と自然との関係についての文化的な財産を保護する観点から、地域の風致の多様性や生物多様性の核となるような特色のある景観や自然地域を対象として、文化庁や市町村教育委員会と連携を取りながら自然的な名勝・天然記念物の指定の推進に向け検討します。
- ・指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物多様性の保全を進める事業を実施していきます。

○ 特別緑地保全地区の指定と適切な管理

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地を保全します。

特別緑地保全地区は、都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止や災害の防止などに資する緑地、伝統的・文化的意義のある緑地のほか、風致・景観に優れた緑地や、動植物の生息地として保全すべき緑地について、一定の行為を許可制とすることで、その良好な自然的環境を現状凍結的に保存する地区です。平成17年3月末現在73地区、193haが指定されています。

緑地保全地域は、都市計画区域または準都市計画区域内において、無秩序な市街地化や公害または災害の防止などのため、また地域住民の健全な生活環境を確保するために保全する必要がある緑地について、一定の土地利用と

の調和を図りつつ、適正に保全する地域です。

また、地域指定により行為の規制を行っている都市近郊の緑地においても、土地所有者による管理が十分に行き届かず、多様で健全な生態系の基盤などとしての機能を十分に発揮できないという問題が生じています。都市における緑地は、都市住民の貴重な財産であるとともに、生きものの生息・生育地であり、その管理は、土地所有者だけでなく、地方公共団体、地域住民などの協力分担により行われ、次世代へと引き継がれる必要があります。

- ・生物多様性を確保する観点から特別緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を進めます。
- ・多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。

## ② 生態系ネットワークの維持と形成

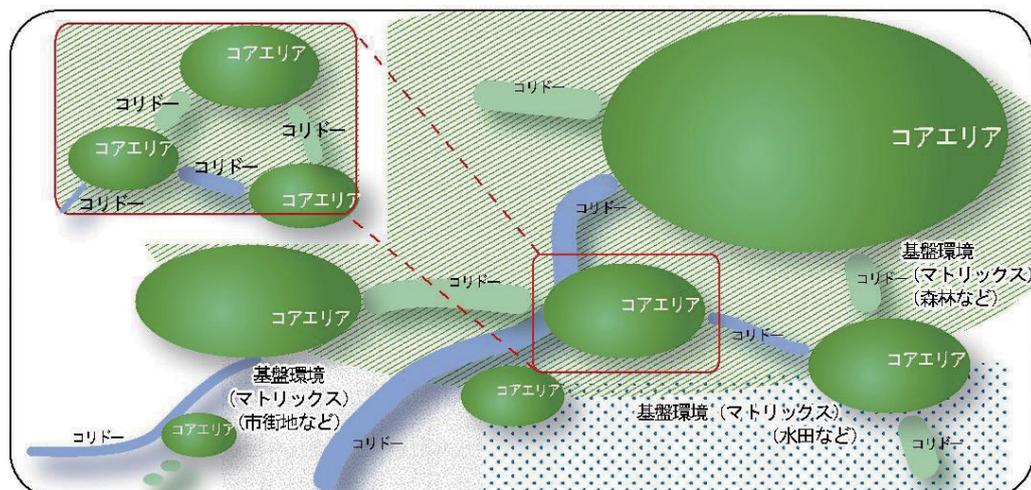
### (現状と課題)

生態系ネットワークの形成を促進していくためには、野生動植物が生息・生育する場所や、採餌や休息、繁殖のための場所となる多様な自然環境の間の移動経路を確保していくことが重要です。そのためには、移動経路となる河川、ため池などの水辺や公園、道路の緑地などを確保していく必要があります。

生態系ネットワークには、渡り鳥を対象とする全国規模のものから、バッタやトンボなどを対象とする都市内の緑地のような小規模のものまで、様々なレベルのものが考えられます。そのため、国土レベル、県土レベルなどの広域的規模のものから、市町村域、さらにその中の一部地域といった比較的小さなものまで、ネットワークの形成を様々な視点で考え、国、県、市町村、NPO・NGOなど多様な主体が協働しながら、その形成に向けた取組を進めていくことが重要です。

本県では、平成19年度に「生態系ネットワーク形成検討調査」を実施し、生物多様性の保全を念頭に置いた生態系ネットワークの形成に向けた検討調査を行いました。

### ◆生態系ネットワークイメージ



## (県の取組)

### ○ 県土生態系ネットワークの形成推進

- ・ 県土の将来像で示した、「県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ」(115~116P参照)の実現に向け、生態系ネットワークの形成推進に取り組みます。
- ・ あいち森と緑づくり税などを活用して、NPOなどによる里山の保全活動を支援し、里地里山地域における生態系ネットワークの形成推進を図ります。
- ・ 都市地域における生態系ネットワークの形成を推進するため、「いのちを支えるもりづくり」運動などの植樹活動や、企業、学校におけるビオトープづくり、民有樹林の公有地化などを推進します。

### ○ 公共事業における生態系ネットワーク形成への配慮

- ・ 公共事業における生態系ネットワークの保全・創出を推進するため、ガイドラインを策定してその普及を図ります。
- ・ 森林、農地、河川、公園緑地、海岸、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、水路や道路などの人工構造物の改良による生きものの移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保する取組を総合的に進めます。

### ○ 各種計画への位置付けと条例に基づく保全

- ・ 県の国土利用計画、緑の基本計画、山村振興ビジョンなど各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、計画的に施策を実行します。
- ・ 自然環境保全条例に基づき、宅地の造成など一定規模以上の開発行為に届出を義務付けている規制制度(「大規模な宅地の造成等の規制」)について、生態系ネットワークの形成や希少野生動植物保護の観点から適切な運用に努めます。

### ○ 自然再生に向けた普及啓発

- ・ 過去に損なわれた自然を積極的に再生し、衰弱しつつある生態系を健全なものに蘇らせていくことが重要な課題となっています。
- ・ 自然再生事業は、単に、景観を改善したり、特定の植物群落を植栽するだけではなく、その地域の生態系の質を高め、引いては、その地域の生物多様性を回復していくことに狙いがあります。自然再生への理解を広げるため、地域住民などを対象として自然再生の必要性に関する普及啓発を行います。

## ③ 水循環の再生

### (現状と課題)

水は、私たちの生活や産業に不可欠で貴重な資源であるとともに、生きものの生息・生育空間としても水環境は重要なものであり、壮大な水循環の過程の中

で、私たち生きものは様々な恩恵を受けています。

健全な水循環は、川などの水量を確保するだけでなく、土壌への浸透や流れの過程の中で水質を浄化するとともに、多様な生態系を維持し、人が水とふれあう水辺を保全するなど重要な機能を有しています。

例えば、水辺の動植物はそれぞれに適した水環境で生息しており、地域に特有の多様な生態系を形づくっています。そして、川や海などの多様な生態系は動植物が持つ水質浄化機能により健全な水循環を支えています。

しかし、森林や農地をとりまく状況の変化や、都市化の進展などにより水循環が変化し、人間社会の営みと水循環の機能にアンバランスが生じています。水質汚濁、生物多様性の喪失、水辺の減少、さらに人が水とふれあう機会の減少などの問題が生じています。

水に関する課題について、これまでは、工場に対する排水規制や下水道の整備などといった限られた場所や、環境、治水、利水などの分野ごとに、水質の改善や水量の確保、生態系の維持など水に関する限定した側面を捉えて、その解決を図る個別的な取組がなされてきましたが、水循環の機能に対する視点が十分ではありませんでした。

そのため、健全な水循環の再生を目指して、自然の水循環の単位としてまとまりを持つ流域全体で、水循環の機能に着目した取組を総合的に実施することが重要です。

## （県の取組）

### ○ あいち水循環再生基本構想の策定と推進

- ・平成18年3月に「あいち水循環再生基本構想」を策定し、「人と水との豊かな関わりの回復・創造」を目標に、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと、水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の四つの機能が適切なバランスのもとに確保されている健全な水循環の再生に取り組めます。
- ・あいち水循環再生基本構想を推進していくため、尾張・西三河・東三河の3地域に、県民や事業者、民間団体、行政からなる水循環再生地域協議会を設置し、地域協議会ごとに水循環の再生に向けた行動計画を作成して、健全な水循環の再生に向けた取組を推進します。

### ○ 「あいちの水循環再生指標」に基づくモニタリングの推進

- ・川などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するため、「水質」のほか、水深などの「水量」、生きものの種類や数の「生態系」、川辺などに近寄れるかなどの「水辺の親しみやすさ」といった県民にとって分かりやすい4項目で

構成する「あいちの水循環再生指標」を平成19年7月に公表し、県民参加によるモニタリング体験講座などにより、その活用を図っています。定期的に流域の水環境のモニタリングを行うことで、定点での経年的な比較や流域の上流から下流に至る比較が可能となるため、それを生態系の評価などに役立てるとともに、モニタリングを通じた水循環の再生への県民の理解の向上を推進します。

#### ○ 「伊勢湾再生行動計画」の策定と推進

・伊勢湾の再生に向けては、本県だけではなく、流域や県境を越えた広域的な体制・取組が必要です。そこで、国の関係地方機関と東海3県1市の参加による「伊勢湾再生推進会議」において、平成19年3月に策定した「伊勢湾再生行動計画」に基づき、伊勢湾とその流域における人と森、川、海をつなぐ取組を進めていきます。

#### ○ 三河湾の里海再生の推進

・沿岸域がすべて本県に位置する三河湾は、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」ですが、貧酸素水塊が発生するなど環境が悪化しているため、水産資源の生産性が高く、豊かな生態系を持つ里海として再生を目指す必要があります。そこで、これまでに実施した汚濁負荷削減を始め浚渫覆砂、干潟の創生など各施策の効果を評価し、三河湾の再生に効果的な施策の方向性を検討し、里海再生に向けた取組を推進します。

## 2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生

里地里山や里海といった身近な自然は、人と自然との長年にわたる関わりの中で形成されてきました。また、多様な生きものが生息・生育する場として重要であるとともに、人々に潤いと安らぎを与えてくれるものとして再認識され、地域の快適な環境の創造にとってもますます重要になっています。さらに、自然性の高い森林や人工林を中心とする奥山においても生物多様性の観点から、適切な維持管理が必要とされています。

こうした観点から、身近な自然を貴重な財産として将来の世代に継承していくため、その地域特性に応じて生態系の保全に配慮した保護施策を講じるとともに、新たな人との関係を築き上げ、適切な維持管理や効果的な活用を検討していくことが必要です。

### ① 奥山生態系の保全・再生

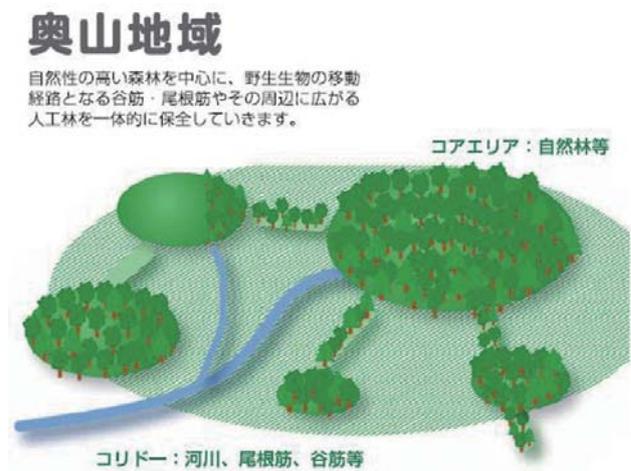
#### (現状と課題)

奥山地域の自然性の高い森林は、多様な生きものが生息・生育する重要な自然環境であり、自然公園や自然環境保全地域に指定されている地域の割合が全体的に高くなっています。

また、奥山地域における谷筋・尾根筋の自然林や二次林などは野生生物の移動経路となっていますが、比較的小規模であることが多く、周辺の竹林の拡大や林縁部のクズ植生の繁茂などによる植生変化の影響を受けやすくなっているため、引き続き自然林・二次林そのものを保全していくとともに、併せて周辺の人工林の整備を図る必要があります。

さらに、奥山地域の大半を占める人工林については、自然林、二次林を支える基盤的な環境となっており、野生生物の生息・生育にとって大きな役割を果たすとともに、いわゆる「みどりのダム」として水源かん養上重要な役割を果たしており、下流域の水環境などの基盤となっています。

しかし、林業の不振や後継者不足のため手入れ不足の人工林が増加しており、森林の有する公益的機能の低下が懸念されており、除・間伐や下草刈りなどの人工林の整備に取り組む必要があります。



## (県の取組)

### ○ 「奥山生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進

- ・ 様々な植生や地質、地形からなり、多様な動植物が生息・生育する奥山生態系の適切な保全と利用を推進するため、森林の持続可能な利用の推進、草地環境の維持・再生などに努めます。

### ○ 二次林・人工林など森林の保全と整備

- ・ 既存の様々な施策

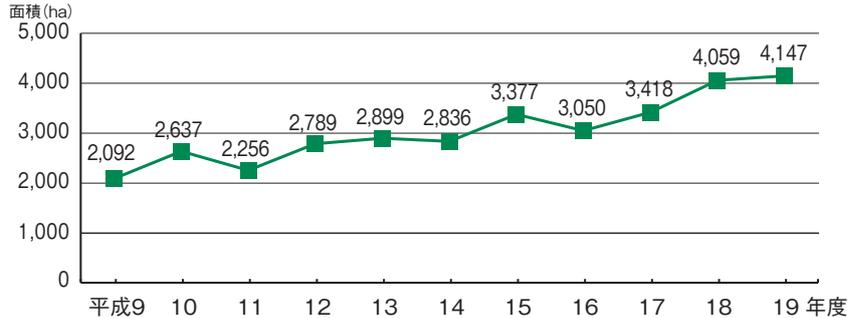
により間伐などを進めるとともに、従来の施策では進まない奥地などの人工林については、あいち森と緑づくり税の活用により、強度な間伐を行い広葉樹の導入を促すなど、森林の適切な管理と多様な森林づくりを推進します。

- ・ 自然性の高い植生が存在する地域については、既存の土地利用規制制度を活用して保全を図ります。

- ・ 自然性の高い森林に接する人工林については、林業の振興などにより持続的な整備を促進するほか、複層林・針広混交林化を図るなど、適切な整備を推進します。

- ・ 自然性の高い森林に接する人工林については、林業の振興などにより持続的な整備を促進するほか、複層林・針広混交林化を図るなど、適切な整備を推進します。

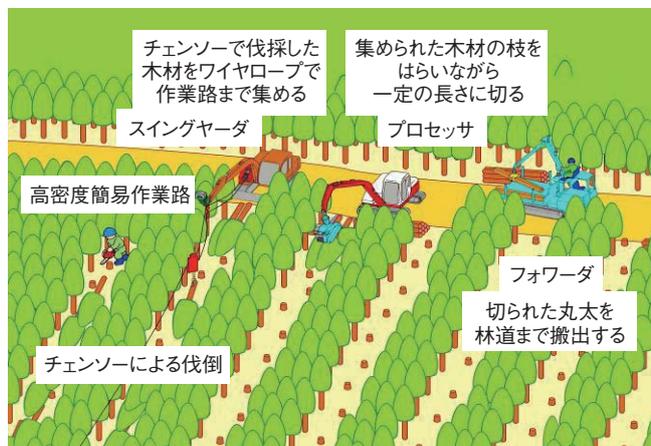
◆間伐実施面積の推移(自力等を含む)



多様な森林づくり(長伐期施業森林)

### ○ 担い手の確保・育成、林業の活性化などによる山村の振興

- ・ 奥山地域の山村では過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全の担い手である山村地域の活力の維持に努めます。そのため、新規就業者の確保を図るほか、豊かな生物多様性を持つ山村地域の自然や文化、景観などの資源を活用した魅力ある地域づくりなどにより、都市と山村の交流・定住を促進して山村の活性化を推進します。



- ・林業採算性の向上や担い手の育成に取り組み、林業・木材産業を活性化して、健全な人工林の持続的な整備を促進します。

## ② 里地里山生態系の保全・再生 (現状と課題)

里地里山地域は、二次林や人工林、ため池や水田、畑などの農地といった多様な環境から成り立っていることが特徴であり、これら多様な環境の組み合わせが、生きものに多様な生息・生育環境を提供し、里地里山地域の生物多様性を支えています。

しかし、近年、生活様式の変化など社会構造の変化や担い手の減少などにより農林業の活動が停滞し、里山の利用の低下や耕作放棄地の増加が進みつつあるため、これらの一体的保全・整備に向けた取組が必要です。

また、生態系を保つ貴重な水辺空間として、ため池の機能が近年重要視されています。とりわけ、河川が少ない半島地域において、水辺環境を必要とする生きものの生息・生育環境として重要な役割を担っています。しかし、周辺の都市化による農地の減少などにより県内のため池は減少を続けており、平成7年には3,612か所であったものが、平成18年には3,009か所となっています。

### (県の取組)

#### ○ 里山生態系ネットワークの形成推進

- ・里地里山地域における生態系ネットワークを、県土の生態系ネットワークの骨格として位置付け、里山の保全活動に取り組んでいるNPOに対する、あいち森と緑づくり税を活用した支援など、様々な施策を通じてその形成推進を図ります。(巻末「県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ」参照)
- ・里山の荒廃を防ぐため、土地所有者や自治体のみでなく県民やNPOなどとも連携し、自然とのふれあいの場として公開・活用することにより里山の管理を推進します。

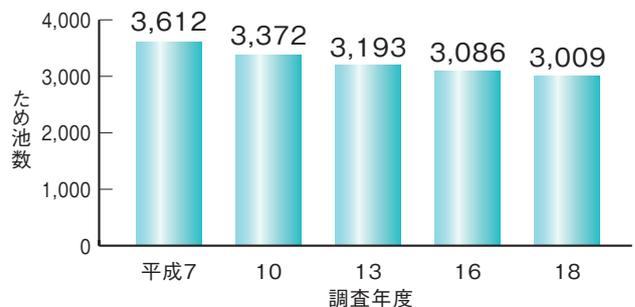
#### ○ 「里山生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進

### 里地里山地域

里地里山は、生産や生活の場として利用されることにより保全されてきました。人が手入れをしてその質を保っていくことが大切です。また、湿地・温泉、ため池等の貴重な環境が点在しており、一体的に保全していきます。



#### ◆ため池数の推移



- ・人為的な働きかけにより維持されてきた里山生態系の適切な保全と利用を推進するため、里山生態系の指標となるオオタカなどの猛禽類の営巣環境を念頭に置きながら、生態系としての保全に努めます。

### ○ 里山地域の人工林の育成

- ・既存の施策に一層取り組むとともに、あいち森と緑づくり税の活用により、手入れ不足の人工林の間伐や里山林の適正な管理を推進します。
- ・間伐や下草刈りなどの基本的な維持管理を推進します。また、タケやクズ類が過度に繁茂している場所では、今後の拡散を食い止めるため、除伐やつる切りなどの管理を重点的に行います。
- ・本県の代表的な里山である海上の森の間伐や除伐、下草刈りなどの林床管理、耕地管理を行い、健全な里山環境の保全再生に取り組むとともに、長期的な視点で保全と活用に取り組むための希少野生動植物などの自然環境に関するデータの収集に努めます。

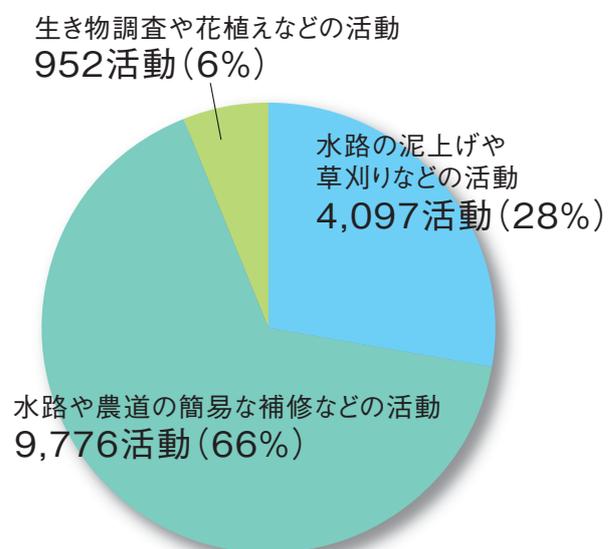
### ○ 水田・畑などの多様な環境の保全

- ・農業生産基盤の整備などを行う際には、生きものの生息・生育環境の保全などに配慮します。
- ・多様な生きものを育む場としての水田の機能向上を図るため、県農業総合試験場が開発した安価で容易に設置でき、しかも遡上効果の高い小型魚道（水田魚道）の住民参加による設置・管理を推進します。
- ・多様な生きものを育む場としての機能を併せ持つ農地や農業水利施設などを適切に保全していくため、地域ぐるみで保全に取り組む活動を支援します。
- ・人の営みによって生物多様性が維持されてきた里地里山の再生を図るため、農林業の持つ多面的機能を維持・増進する取組を推進します。
- ・まとまりある水田・畑は、無秩序な開発などにより分断・縮小化が行われないよう、農用地区域として設定・継



水田魚道と子どもたち

#### ◆平成19年度に住民参加で実施された農村地域の保全活動の数



続します。

- ・農業の担い手に対する支援や新たな担い手の育成などにより、高齢化や過疎などによる耕作放棄地の発生の防止を図ります。
- ・既に耕作放棄地となってしまう農地では、市民農園などの有効利用により、農地の保全に努めます。

### ○ 環境に配慮した農業生産の推進

- ・畑や水田などの農地における生きものの生息・生育環境の保全に配慮し、できるだけ農薬や化学肥料の使用を減らすなど、水質や生態系に配慮した農業生産を推進します。
- ・農薬や化学肥料を使わない有機農業について、栽培技術に関する研究や県民の理解促進に努めます。
- ・休耕田での湛水などを通じて、水棲昆虫や魚類、水鳥などの生息環境の確保に配慮します。

### ○ ため池を中心とした保全

- ・「愛知県ため池保全構想」に基づく「ため池保全連絡会議」の設立と「ため池保全計画」の策定を市町村に働きかけ、ため池の利用状況などの情報を把握・共有するとともに、ため池の多面的機能や地域資産としての重要性を啓発し、改廃の防止に努めます。
- ・老朽化したため池は、改修などにより保全に努めます。
- ・農業の担い手の育成などにより、ため池周辺の耕作放棄地の発生を防止します。
- ・生物観察などの学習の場や、自然とのふれあいの場としての活用を通し、ため池保全に対する地域住民の理解増進を図ります。
- ・ため池の洪水対策や親水整備などを行う際には、生きものの生息・生育空間の保全などに配慮します。
- ・ため池における生物多様性評価のため、トンボなどの生きものを指標とした評価手法の確立に向けた検討を進めます。

## ③ 湿地湿原生態系の保全・再生

### (現状と課題)

本県に存在する湿地湿原は、その成立背景により、大きく「湧水湿地」「泥炭湿原」「沼沢湿原」の3種に分類されていますが、それぞれに特色のある生きものの生息・生育環境となっています。



小堤西池(刈谷市)

特に、東海丘陵要素植物群が生育する湧水湿地などは、第三紀層の地質の上に存在し、本県の自然環境の重要な特徴です。

多くの湿地湿原は何らかの土地利用規制制度により保全が図られていますが、市街化調整区域内や自然公園などの規制区域内においても、開発行為などによる消失のリスクがあります。

また、周辺の樹林や農地などの開発が湿地湿原の環境に影響を及ぼすことがあるため、湿地湿原の集水域も含めた一体的な保全に取り組むとともに、湿地湿原の乾燥地化や植生遷移の防止に取り組むことが重要です。

### (県の取組)

#### ○ 「湿地・湿原生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進

・宅地造成などの開発行為や植生の遷移により消失または縮小が進む湿地・湿原生態系の適切な保全と利用を推進するため、同生態系のモニタリングを含めた適切な保全活動や希少種の採取抑制などに努めます。

#### ○ 集水域を含めた湿地湿原の保全

・湿地湿原の集水域の開発に際しては、地下水位低下の影響を低減する措置をとるなどの配慮を行います。

・企業や住民などに対し、湿地湿原の集水域への排水における配慮の呼びかけなど、湿地湿原の環境に対する意識の啓発を図ります。

・地域の観光資源として広く親しまれている湿地湿原については、特に希少種の採取や踏み荒らしなどによる環境の質の低下を防ぐため、利用者意識の向上に努めます。

・必要に応じてフェンスの設置などによる立ち入り制限の実施や監視体制の整備を検討します。



壱町田湿地の保全(武豊町)

#### ○ 湿地湿原の保全活動への支援

・湿地湿原の保全に関わる活動を支援します。

・行政及び活動団体など、保全に関わる活動主体間の情報の共有など、連携を推進します。

・湿地湿原の生態系保全に向けた継続的な管理活動の基盤となるデータの蓄積を継続します。

#### ④ 平野生態系の保全・再生

##### (現状と課題)

アスファルトや建物など人工物で覆われた土地が大半を占める平野地域では、まとまりのある緑地の存在自体が貴重であり、今後もこれらの緑地保全に向けた取組が必要です。

また、校庭、社寺境内、公共施設や建物などの敷地内の緑地、住宅地の庭や植え込みなどのごく小規模な緑地や池も、平野地域における生きものの貴重な生息・生育環境であるとともに、生きものの移動空間とし

##### 平野地域

市街地にある公園等のまとまった緑地を保全し、河川敷の緑や街路樹等をつないでいきます。水田や畑等も生物の貴重な生息空間として保全していくことが大切です。



での役割も果たしていることから、これらの保全・創出に向けた取組も重要です。

さらに、大規模な水田地帯は、多様な生きものを育む広大な水辺環境を提供しているという点で、生物多様性の保全に重要な役割が期待されます。しかし、生産効率を重視した整備がなされた水田では周辺の水路がコンクリートの水路に変わっていたり、水質悪化などによりかつて見られた生きものが見られなくなっているといった課題があり、今後も環境の保全と質の向上に向けた取組が必要です。

##### (県の取組)

##### ○ 市街地内のまとまりのある緑地の保全

- ・平野地域の貴重なまとまりのある緑地については、現状の保全施策の指定を継続し、開発圧によるまとまりのある緑地の分断・縮小化の防止・軽減に努めます。
- ・市街地における緑地の拠点として、都市公園の整備や適切な維持管理を推進します。



市街地内の樹林地の保全及び創出

- ・市町村が策定する緑の基本計画などにおいては、保全すべき緑地に対する保全策の検討を進めるよう働きかけます。
- ・市街地内のまとまりのある緑地は都市住民の身近な緑であるため、自然とのふれあいの場として緑地の保全・創出につながる活動を市民と協働で推進します。

##### ○ 小規模な緑地の保全・創出や街路樹の整備

- ・都市環境の改善・防災・景観の向上に寄与するため、公園緑地の整備、特別

緑地保全地区の指定、市民緑地などの指定による緑地の保全・創出や、屋敷林の保全、建築物の敷地・屋上・壁面などの緑化による民有地の緑の保全・創出を図ります。



市街地の緑化されたまちなみ全体

- ・学校や病院などの公共施設では積極的に屋上緑化・壁面緑化を推進し、商業地の公開空地や住宅地の生垣の設置や庭づくりなどの緑化を推進します。

市街地内の社寺境内は、希少な自然性の高い植生が残っている場所であるため、これらの緑地の保全を推進します。

- ・緑化技術の向上・普及に向け、緑化に対する助成などの支援策の充実を図ります。
- ・道路の整備においては、樹木による道路のり面、植樹帯、中央分離帯などの緑化を推進します。
- ・街路樹の設置に際しては、単一樹種への偏りの防止、複層林構造の形成などのほか、地域特性に基づいた生態系ネットワーク形成に見合った樹種の導入を柔軟に検討します。
- ・街路樹の設置や枝打ちを含む管理は、生きものの生息環境調査などに基づく適切な方針を検討して実施し、生きものの移動経路としての機能の確保に配慮します。

### ○ 農地の保全と質の向上

- ・まとまりある水田・畑は、農用地域として継続的に指定し、分断・縮小化の防止・軽減に努めます。
- ・水田における生きものの生息・生育環境に配慮し、できるだけ農薬や肥料の使用を減らすなど、生態系に配慮した農業を推進します。また、有機農業を含めた環境に配慮した農業に対する県民の理解促進に努めます。
- ・農業生産基盤の整備を行う際は、生きものの生息・生育環境の保全などに配慮します。

## ⑤ 沿岸域・里海生態系の保全・再生

### (現状と課題)

伊勢湾、三河湾、太平洋沿岸域は、古来より人間活動との関わり合いが深く、様々な漁業活動が行われてきました。このような自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海は、今日で

は「里海」として認識されるようになっていきます。

藻場・干潟などの自然海岸は、「海の森」とも呼ばれ、魚類を始めとする多種多様

な生きものの生育・産卵場になっています。また、陸上からの生活排水などに含まれる有機物や窒素、リンなどを吸収・分解することにより、水質を浄化し、生物多様性の基盤を整える役割を果たしています。

さらに、干潟は、渡り鳥の中継地として、国内のみならず、世界との生態系ネットワークを形成する場ともなっています。

沿岸域は、マリンスポーツや潮干狩り、海水浴などの海洋性レクリエーションの場としても活用されていますが、利用者のモラルやマナーの低下による自然環境の悪化が問題となっているため、沿岸域の自然環境に対する意識啓発を図り、健全な利用を促進する必要があります。

また、沿岸域の開発などによる砂浜・藻場・干潟などの自然海岸、半自然海岸（一部に人工構造物があるものの、潮間帯には自然の状態を保持している海岸）の減少や、埋立地周辺の水路や閉鎖的な入り江などにおける局所的な環境悪化、流入土砂の減少による砂浜や干潟などのやせ細り、沿岸域の利用に伴うごみの投棄などの問題が生じており、その保全・再生が課題となっています。

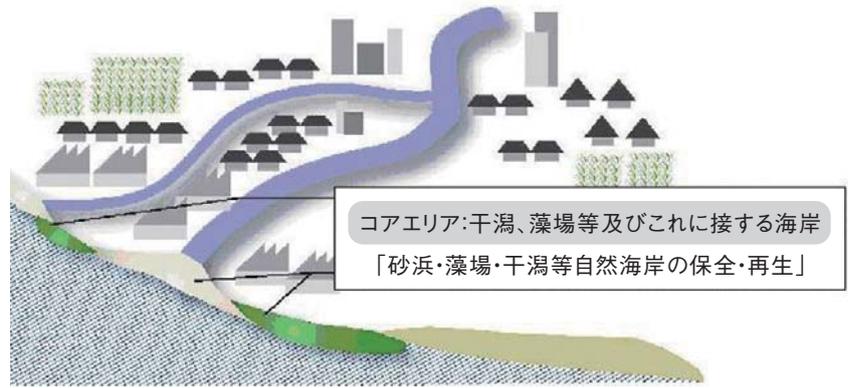
### （県の取組）

#### ○ 「沿岸域生態系保全の考え方」を踏まえた保全の推進

・干潟など多様な生きものが生息する複雑な沿岸域生態系の適正な保全と利用を推進するため、環境修復や自然再生による生物多様性の確保、水質浄化機能の確保、人と自然とのふれあいの確保などに努めます。

#### ○ 干潟・藻場・浅場などの環境の改善と保全・再生

- ・干潟・浅場の再生を進めるため、国土交通省と連携するなどして、ダム堆積砂や治水対策事業で発生する浚渫土砂の活用などによる再生を行います。
- ・水質の富栄養化（赤潮）や貧酸素水塊（苦潮）の発生が問題となっている三河湾の水質浄化を図るため、三河港の航路浚渫などの土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、良質な砂による覆砂を実施します。
- ・三河湾において、局所的な環境悪化により生きものの生息が困難となり、水質



浄化機能や生物生産機能を十分果たさなくなった埋立地周辺の水路や閉鎖的な入り江などの改善に資するため、現地調査などにより、その分布状況、タイプ別環境特性、改善手法及び改善効果を示した漁場環境保全対策マップの作製に取り組みます。



一色干潟(一色町)

- ・ 後背湿地を含めた沿岸域の開発に当たっては、環境保全上の配慮を行うことが重要であり、開発と生物多様性の調和を目指します。
- ・ 海岸後背地の休耕田に水を張るなど、後背湿地を創出して、多様な生きものの生息・生育環境の復元を目指します。
- ・ 自然海岸などに比べ、沿岸域のもつ多様な機能が一般的に低いとされる人工海岸では、可能な範囲で人工干潟・浅場などの自然再生を検討します。

### ○ 漁村環境の保全・利用の推進

・ 漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供などの多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図ります。



地引き網による交流

- ・ 生物多様性を始めとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流の推進により県民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。

### ○ 保全活動・適切な利用の推進

- ・ ごみの除去や投棄防止のための沿岸パトロールを市民との協働により実施します。
- ・ 自然観察会などを開催し、沿岸の自然環境に対する意識向上を図ります。
- ・ 保全活動に取り組む団体と連携して、保全施策の検討の基礎となる自然環境に関するデータの収集・蓄積を図るとともに、県・市町村は、収集・蓄積されたデータの体系的な管理に努めます。
- ・ ごみの投棄や砂浜への自動車の乗り入れなど、モラルやマナーの低下に対す

る規制や罰則強化などを検討します。

- ・特に自然環境への配慮が必要なエリアでは、必要に応じてフェンスの設置などによる立ち入り制限の実施や監視体制の整備を検討します。

## ⑥ 河川・湖沼生態系の保全・再生

### (現状と課題)

河川を始めとする水系は、水域、水辺、草地、河畔林などから構成された生物多様性の重要な基盤であるとともに、県民が身近に生きものや自然に親しむことのできる貴重な空間となっています。これら水系は、源流から河口域までの上下流方向(縦のつながり)や、用水路などを通じた流域方向(横のつながり)に広がり、奥山、里地里山、平野、沿岸域・里海といった生態系の中にエコトーン(水域と陸地が接する水辺など生態系と生態系の中の遷移帯)を形成しています。

また、近年では、身近な自然とふれあえる空間としての河川の価値が重要視されるようになりました。県内市町村の一部では、住民に身近な河川を「里川」として、地域で保全再生に取り組む動きが始まっています。河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するためには、洪水によるかく乱など河川特有の環境条件を踏まえ、河川全体の自然の営みを視野に入れて、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しつつ、河川管理を行う「多自然川づくり」に取り組むことが必要となっています。

さらに、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵は、都市化の進展や下水道などの生活排水処理施設の整備の遅れなどにより水質汚濁が続いているため、その水質改善が課題となっています。

### (県の取組)

#### ○ 生態系に配慮した河川改修・整備の推進

- ・河川改修を実施する際には、生きものの生息・生育環境に配慮し、水際などを工夫して自然環境の保全・再生を行うとともに、景観にも配慮して自然の川の姿に近づける多自然川づくりを実施します。
- ・河川整備を行う際は、既存の自然環境に与える影響を極力回避・低減します。



多自然川づくりの例(香流川)

#### ○ 油ヶ淵の水質改善

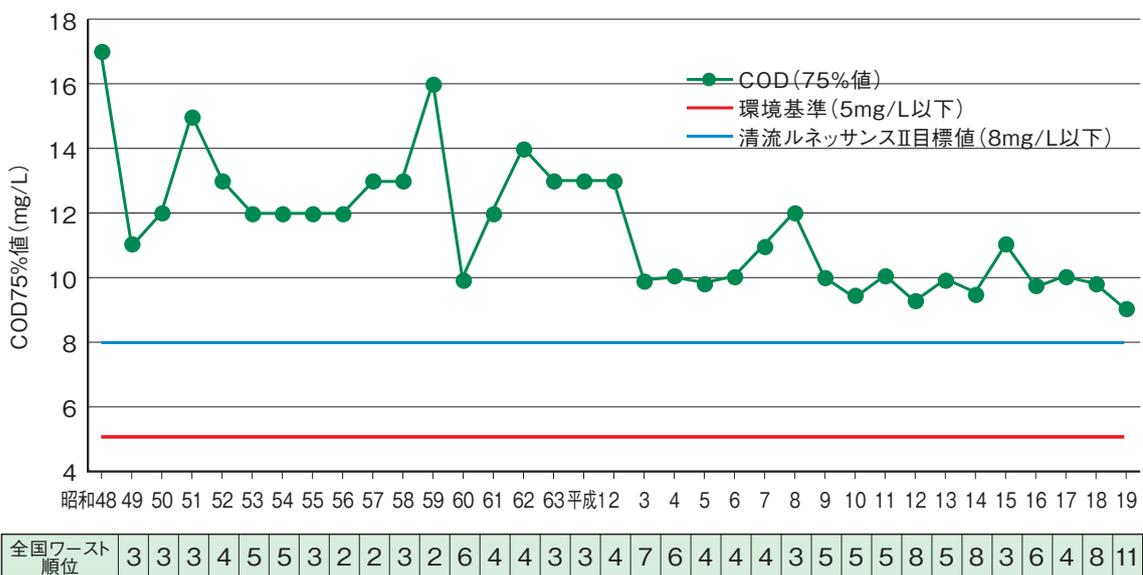
- ・平成6年に「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」、平成16年度に「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、水環

境の改善を目指して、河床の浚渫などの施策を実施してきました。これにより、水質は徐々に改善されつつありますが、依然として環境基準を達成していない状況が続いています。そのため、油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）と一体となって、下水道、浄化槽などの生活排水処理施設の整備、浚渫（底泥の除去）などの水環境改善事業を総合的に進めます。



油ヶ淵(碧南市)

### ◆油ヶ淵のCOD(科学的酸素要求量)経年変化



### 3 野生動植物の保護と管理

近年、野生動植物の生息・生育環境の悪化や里地里山における維持管理活動の低下などにより、絶滅のおそれのある種は増加傾向にあります。

野生動植物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握しておく必要があることから、本県では「レッドリスト」(絶滅のおそれのある種のリスト)を作成しています。一度失われた種を取り戻すことはできないため、野生動植物種の絶滅を防ぎ、県民共有の財産として次代に伝えていくことは私たちの責務です。

一方、生息数が増加し農林水産業や生態系などへの被害や影響を及ぼすなど、人と野生生物とのあつれきが顕在化しています。イノシシ、ニホンジカなどの特定の鳥獣については、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策などによる総合的・計画的な保護と管理を進めることが必要です。また、移入種や捨てられたペットなどによる生態系のかく乱に対する取組も実施していく必要があります。

#### ① 希少野生動植物の保護

##### (現状と課題)

希少野生動植物はそれぞれの本来の生息・生育地域で個体群として維持することが重要です。希少野生動植物の中には、猛禽類など食物連鎖の上位に位置し、もともと個体数の少ない種もあれば、メダカなど以前は普通種であったものの近年の減少が著しい種もあるなど一様ではないことから、それぞれの圧迫要因に応じて保護対策を行う必要があります。

平成20年度に本県が取りまとめた「レッドデータブックあいち2009」では、平成13年度に取りまとめたものと比較すると、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及びII類)の数は増加しており、希少野生動植物種保護の効果的な推進が求められています。



メダカ

こうしたことから、希少野生動植物種の保護の重要性について県民の理解を深めるための普及啓発や調査研究機能の充実、生息・生育地の維持・改善を基本としつつ、これ以上絶滅種を増やさないためにも絶滅のおそれが高く特に保護を必要とする種については、捕獲、採取の禁止などの規制措置を含む対策を行うなど、総合的な施策を推進する必要があります。

野生動植物は自然の生息・生育域内において保護されることが原則ですが、その生息域内における保護のみで種を存続させることが難しい場合には、人間の管理下における保存を図る生息域外保全という手法があり、既に国や地方自

治体、動物園、水族館、植物園、NPOなどにより、トキやコウノトリなどについての取組が進められています。また、国は、平成21年1月に生息域外保全に関する基本的事項をまとめた「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を策定しました。生息域外保全は、希少野生動植物種の絶滅を回避するための有効な手法の一つであることから、この方針を踏まえ、国や地方公共団体、各種研究機関などが連携して、生息域外保全の取組を推進する必要があります。

### (県の取組)

#### ○ 自然環境保全条例に基づく希少野生動植物の保護

- ・希少野生動植物種の中でも個体数が極めて少ないか大幅に減少している種、採取圧が高いなど県内の大部分の生息・生育地で生息・生育条件が明らかに悪化している種など、特に保護を必要とする種の保全を図るため、自然環境保全条例に基づき捕獲、採取、殺傷または損傷を規制する指定希少野生動植物種を指定することとしており、平成25年度までに15種程度指定して保護を図ります。
- ・指定希少野生動植物種の捕獲などの規制に当たっては、必要に応じて監視体制の整備を図ります。
- ・指定希少野生動植物種のうち、特に生息・生育地の保全を必要とする種については、環境改変行為、立ち入りなどの規制を行う生息地等保護区を平成25年度までに3か所程度設定します。
- ・保護区の設定やその維持管理には、土地所有者や地域住民の協力が不可欠であり、各種の保護団体とも連携を図りながら保全の体制を整えていきます。

#### ○ 希少野生動植物の保護に係る各種取組

- ・指定希少野生動植物種のうち、個体の保護や保護区の設定のみでは個体数の回復が困難と判断される種については、その種を圧迫している要因を除去、軽減するとともに、必要に応じてその個体の生息・生育に適した条件を整備し、減少した個体数や生息・生育環境を回復していく取組を実施します。
- ・県内の動物園や水族館、植物園においては、それぞれの分野における絶滅のおそれのあるウシモツゴやオニバスなどの生息域外保全の取組が行なわれています。今後も、絶滅が危惧されている薬用植物種などの保存を含め、関係機関と密接に連携を図りながら、生息域外保全の取組を適切に進めていきます。
- ・国や既に県内で取組を行っている各種機関の生息域外保全に係る情報を収集し、種子保存などの方策に関する取組のあり方について研究します。
- ・公共工事の実施に当たっては、希少野生動植物の生息・生育情報の収集に努

め、希少野生動植物への影響を緩和するように努めます。

## ② 移入種対策など

### (現状と課題)

本県において、もともと生息していなかったアライグマやヌートリアなどが野生化して定着し、在来の生きものの生息場所を奪うなど生態系に影響を与えたり、農林水産業や生活環境への被害をもたらしたりする移入種の問題が顕在化してきていますが、その被害状況は、必ずしも十分に把握されておらず、今後、被害の拡大が懸念されています。



ヌートリア

本県では、岩倉市がアライグマについて、田原市がアルゼンチンアリについて、小牧市及び北名古屋市がアライグマとヌートリアについて、それぞれ国から防除計画の確認を受けて防除を進めており、また、田原市におけるアルゼンチンアリ、犬山市におけるオオクチバスなどについて、国が防除対策のモデル事業を実施しています。

また、被害対策として、主に農林水産物へ被害を与えているアライグマなどの哺乳類3種を対象とした「外来種捕獲手法マニュアル」(平成17年3月)の作成や、平成19年8月から平成24年3月までの第10次鳥獣保護事業計画においては、被害防止の観点から、被害の発生が予想される段階で捕獲できる種に指定し、その捕獲を行っています。

しかしながら、移入種が地域の生態系に与える影響が懸念されることから、本県特有の種を保護するため、移入種を広く普及啓発するとともに、地域の在来種を圧迫するような移入種を野外へ放つことを防止する新たな取組が必要となっています。

### (県の取組)

#### ○ 移入種の放逐などの抑制・防止

- ・ 移入種対策の基礎資料とするため、移入種の生息・生育状況や生態系に及ぼす影響などを調査します。
- ・ 移入種の中でも、地域の在来種を圧迫するなど生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある種を、自然環境保全条例に基づいて公表し、これらの種の個体をみだりに放逐することや植栽・播種することを防止します。
- ・ 外来種捕獲手法マニュアルや国の防除モデル事業の成果など、移入種の防除に資する情報を提供して、移入種対策を促進します。

- ・飼養動物の遺棄及び虐待の防止や動物の適正飼養について教育活動や広報活動を行い、動物の愛護と適正な管理の推進に努めます。

### ○ 情報の提供と公共工事における配慮

- ・移入種の生息・生育の状況や生態系に及ぼす影響の程度その他必要な事項について調査するとともに、捕獲方法などに関する情報を、インターネットを始めとする各種広報や外来種捕獲手法マニュアルの活用などにより広く県民に周知します。
- ・公共工事に伴う緑化に当たっては、地域の実情に応じて、在来個体群(それぞれの場所で固有の遺伝子を持った動植物)による植栽、吹き付けや表土の保全・活用による自然の再生力を活かした取組を推進します。
- ・公共工事の実施に当たっては、必要に応じて移入種の生育・生息情報の収集に努め、生態系などへの影響を緩和するよう留意するとともに、遺伝的かく乱を招く近縁種が在来個体群と誤って用いられないよう留意します。

## ③ 野生鳥獣の保護と管理

### (現状と課題)

野生鳥獣は、鳥獣保護法により原則として捕獲や飼養が禁止されています。

本県においては、野生鳥獣の生息分布の縮小や消滅が進行している種がある一方で、生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあり、このような種については生息環境管理、個体数調整及び被害防除対策などを組み合わせた総合的な対策が必要となっています。

野生鳥獣の保護と管理に当たっては、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業または生態系への被害防止という考え方を基本に各種の施策を展開する必要があります。

さらに、自然環境の基礎的情報である野生鳥獣の生息状況などの調査、野鳥などの違法捕獲・違法飼養の防止、傷病鳥獣の救護体制、鳥インフルエンザへの対応などについても取組を進めていく必要があります。

### (県の取組)

#### ○ 鳥獣保護区の指定と管理

- ・鳥獣保護区の新規指定や現在、指定されている鳥獣保護区の指定期間の更新に当たっては、鳥獣保護区の指定が適切かどうかを判断するための現地調査を行います。また、鳥獣関係団体や地元の利害関係者の意向を尊重しつつ、指定の主旨について十分理解を得た上で指定を行います。
- ・鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取り締まりなどの観点から、鳥獣保護員による調査、巡視などを行います。

## ○ 有害鳥獣対策

・農作物に被害を及ぼすイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、平成19年8月に策定した「特定鳥獣保護管理計画」(特定計画)に基づき、個体数調整などにより適切な管理を推進します。また、対象鳥獣の生息状況などに大きな変動が生じた場合などは必要に応じて特定計画の見直しを行います。



ニホンザル

・現在、特定計画を策定している4種以外の種についても、必要に応じて特定計画を策定し、増加して各種被害を及ぼしている鳥獣の保護・管理を適切に行います。

・狩猟鳥獣の個体数を回復するために休猟区を新たに指定する場合は、有害鳥獣であるイノシシやニホンジカを特例的に捕獲できる特例休猟区とし、狩猟を活用した有害鳥獣の個体数調整を行います。

・平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)に基づき、市町村が作成する被害防止計画と特定計画との調整を図りながら被害防止対策を推進します。

・被害防止計画の策定に関する情報提供や被害防止対策の普及・啓発、技術的助言、現地指導、対策に必要な施設や捕獲の経費などへの助成を行います。



サル避けネット

・効果的な鳥獣被害防止対策の推進のために、人と鳥獣の棲み分けを進める必要があり、地域が一体となり生息環境管理、個体数調整、被害防除などの総合的な取組を推進します。

・狩猟免許試験を夏と冬の年2回開催し、有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の増加を図ります。

・地域ぐるみで集落環境整備や有害鳥獣の追い払いが実施できるよう、農家などを対象とする研修会の開催、啓発資料の作成など、被害防止に関する情報の収集・提供、現地指導を行います。

・カワウによる内水面漁業被害を防止するための技術開発に取り組みます。

### ○ 野生鳥獣の生息状況などの調査

- ・ 特定計画を策定している4種の鳥獣について、生息状況などのモニタリング調査を行います。
- ・ 山林、里山、水辺、都市周辺などの各種環境における鳥類の生息状況を把握するため、22か所の定点において、毎月1回鳥類生息調査を実施します。
- ・ 県内のガン・カモ・ハクチョウ類の飛来地について、その生息状況の調査を行います。
- ・ 県内の主要な生息地でカワウの個体数の調査を行い、関係府県で構成する「中部近畿カワウ連絡協議会」において、広域対策の検討を行います。

### ○ 違法捕獲・違法飼養の防止と傷病野生鳥獣の救護

- ・ 鳥獣保護員と連携し、警察や自然保護団体の協力も得て、違法捕獲や違法飼養の取り締まりを行います。
- ・ 傷病鳥獣の保護体制として、県民が負傷、疾病した野生鳥獣を保護した場合に備えて、(社)愛知県獣医師会の協力を得て開業獣医師による県民からの相談窓口を開設するとともに、本県の鳥類保護センターである弥富野鳥園で保護し野生復帰させるなどの取組を行います。

### ○ 鳥インフルエンザへの対応

- ・ 平成19年3月に制定した「鳥インフルエンザ発生時における野鳥に関する危機管理マニュアル」(平成20年11月改正)及び国の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局などの対応技術マニュアル」に基づき、日常的に、また状況に応じた監視体制の整備強化に努めます。
- ・ 野鳥の主要な飛来地において、大量死などの異常がないか監視を行います。
- ・ 渡り鳥の糞便を採取してウイルス保有状況調査を実施し、監視を行います。
- ・ 野鳥の大量死が発生した場合は、死亡野鳥を回収し、高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染の有無を検査するとともに、結果を関係機関へ通知するなど適切な対応を行います。

## TOPICS 9

### 水辺の自然の回復 「多自然川づくり」

河川の自然は、河川の内側だけではなく周辺の緑と連携して、流水・水際・河岸・背後地を含めた環境遷移帯（エコトーン）や、上流域から下流域へと続く水と緑の回廊（コリドー）を形成し、生き物の連続的な生息空間や移動経路などを生んでいます。

愛知県では、治水事業や河川管理において、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を実施しています。

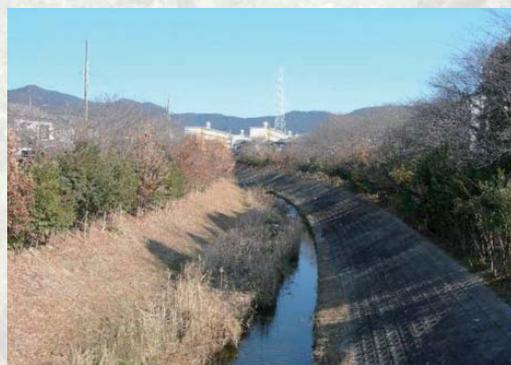
例えば、写真左の治水効率優先の川づくりでは、川岸を鋼鉄製の板（矢板）で固めていますが、写真右の「多自然川づくり」では川の中に突き出た石の突堤（水制工）により川の流が川岸に当たることを防ぐことで、川岸が削られることを防ぎながら本来の河川環境に近い川岸を保全しています。



また、河畔林は生態系の重要な要素であるとともに、地域固有の景観を形づくっています。そこで、河川区域内の治水上支障のない場所に、当地の環境に最も相応しい樹種、例えば、カシ、シイ、タブ、エノキ等を植樹し、河畔林の形成に努めています。こうした植樹は、地域の方々の参加のもとで行っています。



朝倉川（豊橋市）植樹風景



朝倉川（豊橋市）植樹5年後